

奈良県告示第三百八十五号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六條第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

平成二十六年三月四日

奈良県知事 荒井正吾

財団法人奈良県職員互助会	売りさばき場所を変更した 指定売りさばき人の名称	変更前の売りさばき場所	変更後の売りさばき場所
	奈良市登大路町三〇番地 財団法人奈良県職員互 助会本庁売店		奈良市登大路町三〇番地 県庁一階総務厚生セン ター西執務室内